

ります。

理論としては有の如く前日に議論をする程の値打もないが大に利害の上から考へて今日選挙法は國家の爲の非常に有害なるもので殊に日本が今日の様になつては中々捨て置くべきことにあらずと思ひます。

我國に於ては選挙權の標準を概本位に致し居る所より選挙權者の数が極めて少いのであります。即ち從來の法律に依れば僅に百五十萬足らず、改正法に依るも二百五十萬に過ぎませぬ。選挙人が斯の如く少數なる結果として善んに買収さか請託さか自決さかの不純なる自決は行はれる。否これが選挙の勝敗を決する殆んど唯一の武器であるのです。選挙の費用に幾多の犠牲者が出るが而も之は實際から言はば所謂九牛の一毛で選挙の犠牲者の程に如何に數多くの犯罪人が隠れて居るか云ふことは後述に餘りあることです。

ふことは後述に餘りあることです。或は言ふ日本人はまた政治思想が發達せぬからだと。これは抑何に原因するか。或は言ふ日本人は西洋人に比較して法律觀念を缺れどもそれは大なる原因であります。故に日本人は西洋人に比較して法律觀念を

上選挙法の標準を概本位に比すれば僅れて居るが國家を思ふかの。否と云つては我々は一步も彼等に劣るものでないことを確信して居る。政治思想の根本は國を思ふ觀念が第一で、これが真通りである以上政治思想が不足であること云ふ筈はないのであります。然るに選挙の事に限つて何が故に斯くも腐敗するか。これは要するに人が悪いのではなく法が悪いのである即ち法律が少數者にのみ選挙權を與へて居るから右の様な弊害が生ずるのであります。今日貴族院の多額選權議員なるもの、選挙の内閣は諸君も御存じでしょう。昨年の如き茨城県に於て發議した實例の如きは如何でありましたか。彼等有權者は財産に於ても所謂恒産説の基礎として選權はありませぬ又教育に於ても大体に於て普通人よりも優れて居る筈です。然るに此種の選挙云ふものは沙汰の限りで衆議院のそれよりも更に劣るならぬこと云ふのは何が故であるか。是れ皆右權者少數の致す所であります。少數なれば不正なる武器の効果を上げるに便利、多數ならば不正なる方法で大勢を左右する程の効果を奏することは到底困難であります。これは何も我國に限つたことばないで例へば立